

道州制特区の推進に関する意見書

1 地方分権の推進

人口減少や少子高齢化の進行により、地域における活力の低下や担い手不足などが懸念され、地域が抱える課題も多様化する中、各地域がこうした変化や課題に的確に対応し、将来にわたって持続的に発展し続けていくためには、地域が主体的に考え行動することができる自立した地域社会の実現を図ることが重要です。また、地方創生を強力に進める観点からも、より一層の地方分権改革を推進する必要があります。

特に、道州制特区制度は、将来の道州制導入の検討に資するため、現行の都道府県制を前提としつつ、特定広域団体が法律に基づき国に対して権限移譲等を求めることができる重要な仕組みであり、国から特定広域団体である北海道へ移譲された事務・事業に関しては、地域の実情に合わせた適切で効率的な事務執行が可能となり、処理期間の短縮や申請窓口の一本化等による利用者や地域住民の利便性の向上などが図られています。

このため、「道州制特別区域基本方針」において、令和7年度までとされている計画期間については、これまでの取組の成果を踏まえ延長していただきたい。

また、提案募集方式なども含め、地方からの権限移譲等に係る提案についてはその実現を前提として検討を行うとともに、移譲等によって支障が生じる場合にはその解決策を検討して移譲等を可能にするなど、地方の発意を最大限尊重して対応いただきたい。

2 権限・財源の一体的移譲

平成26年6月に取りまとめられた「地方分権改革の総括と展望」では、権限移譲に当たっては移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講ずるものとされています。

引き続き、国から移譲される事務・事業の円滑な実施に向け必要な財源が確保されるようご配慮いただきたい。

令和8年（2026年）1月23日

道州制特別区域推進本部長 高市 早苗 様

道州制特別区域推進本部参与会議

参与 北海道知事 鈴木 直道

参与 高知県知事 濱田 省司